

京都市告示第153号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年6月1日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
桃山緯43号線	伏見区桃山町伊庭2番地の10地先から 同町4番地地先まで	旧	メートル 106.70	メートル 1.82 ~ 2.60
		新	109.26	1.65 ~ 2.60

(建設局土木管理部道路明示課)